

公立幼稚園の利用定員の確認

本市域に所在する公立幼稚園の利用定員の確認を行うにあたり、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議にご意見を求めます。

1. 時期

令和 2 年 4 月 1 日より

2. 統合形態

(旧) 藤井寺西幼稚園
藤井寺南幼稚園野中分園 ⇒ (新) 藤井寺南幼稚園
(旧) 道明寺東幼稚園 ⇒ (新) 道明寺南幼稚園

3. 利用定員

統合前	定員数	統合後	定員数	増減数
藤井寺西幼稚園	70	藤井寺南幼稚園	70	▲140
藤井寺南幼稚園	70			
藤井寺南幼稚園野中分園	70			
道明寺東幼稚園	70	道明寺南幼稚園	70	▲70
道明寺南幼稚園	70			